

令和7年度高知県総合型地域スポーツクラブ部活動地域展開支援事業補助金交付要綱

1 目 的

本事業は、部活動改革における持続可能な受け入れ体制の構築を支援するべく、クラブが抱える様々な課題に対応するため、高知県総合型地域スポーツクラブ部活動地域展開支援事業に要する経費に対し、この要綱の定めるところにより予算の範囲内で補助金を交付する。

2 実施期間

令和7年4月18日～令和8年3月31日

3 対象クラブ

高知県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会加盟クラブ

4 補助対象経費

補助金の対象経費は、諸謝金・旅費・使用料及び賃借料・消耗品費・印刷製本費・通信運搬費・支払手数料とする。詳細については、「補助対象経費について」を参照すること。

5 補助金額

補助金額は、1クラブ3万円を上限とする。

6 補助金の交付

補助金交付申請書（様式1）の提出後、事務局にて内容を精査し、補助金交付決定（様式2）を通知する。事業実施報告書の提出により補助金を交付するが、必要があると認められた時は補助金を概算払いすることができる。ただし、当該申請をした者が別表1に掲げるいずれかに該当すると認める時を除く。

7 補助事業の経理処理

補助対象経費の領収書等証拠書類は、費目毎に完備し、事務局に提出する。

8 事業実施報告書

補助事業が完了した日から14日以内に事業実施報告書（様式3）を事務局に提出する。

9 補助金の確定

補助金額は、補助対象経費総額と補助金申請額とのいずれか低い額とする。

10 決算書の作成

決算書の支出の額について、補助対象経費の内訳を詳細に記入のこと。

別表1

- | |
|---|
| <p>(1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この項において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。）であるとき。</p> <p>(2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。</p> <p>(3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等であるとき。</p> <p>(4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。</p> <p>(5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。</p> <p>(6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。</p> <p>(7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。</p> <p>(8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。</p> <p>(9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。</p> <p>(10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。</p> |
|---|